

2024年2月22日
日本大学鶴ヶ丘高等学校同窓会

同窓会制度の変更に関する件

2023年11月に開催した同窓会総会で「時代と社会情勢に合わせた同窓会制度の変更に関する提案」を行いました。

会則は制定後45年間改訂を重ねながら現在に至っています。その間、社会情勢は変わりましたが基本的な部分は継承してきました。今回の提案は現在そして近い将来を含めた社会情勢や、同窓生の状況に合わせて同窓会の制度を変更することを目的としています。

基本的な制度の変更を伴うため、多くの同窓生の皆様からご意見を募り検討を重ねる目的で、二回の総会にわたり議題とすることを役員会で決定しました。

今回から複数回に分けて、同窓会の現状、制度の変更案をお伝えして、皆様からのご意見を募る過程を経て、2024年11月に開催する同窓会総会で議案を審議する予定です。予定は以下のとおりです。（役員会の審議などにより期日や内容が変更になる場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。）

予定表

	実施事項	内容
1月	説明資料の公表1	背景と目的
2月	説明資料の公表2	会員と組織
3月	説明資料の公表3	統制と財務
5月	説明資料の公表4	運営と改善
6月	約款の発表	約款（案）
9月	ご意見の公表	意見公表
10月	総会資料の配付	総会資料
11月	総会の開催	

本件に関する連絡先は以下のとおりです。

〒168-0063 東京都杉並区和泉2-26-12 日本大学鶴ヶ丘高等学校内 同窓会事務局
tsurugaoka@ntdosokai.jp

制度変更の背景と目的

第1回公表資料では「同窓会制度の変更に関する背景と目的」をお伝えします。

1. 同窓会の現況

- 1.1. 同窓生数
- 1.2. 卒業年別の同窓生数の推移
- 1.3. 収支の推移
- 1.4. 役員

2. 問題点

- 2.1. 同窓会の存在意義
 - 2.1.1. 同窓会と同窓生との関わり
 - 2.1.2. 年齢によるもの
 - 2.1.3. 連絡手段によるもの
 - 2.1.4. 同窓会の存在意義によるもの
- 2.2. 収支の不均衡
 - 2.2.1. 収入
 - 2.2.2. 支出
 - 2.2.3. 収支の不均衡
- 2.3. 役員の負担
 - 2.3.1. 役員会の運営方針
 - 2.3.2. 役員の業務
 - 2.3.3. 役員の負担
 - 2.3.4. 役員のなり手不足
- 2.4. 運営環境の変化
 - 2.4.1. 同窓生の意識の変化
 - 2.4.2. 個人情報への対応
 - 2.4.3. コンプライアンスへの対応
 - 2.4.4. ガバナンスの対応

3. あるべき姿

- 3.1. 目的の堅持
- 3.2. 運営方針
- 3.3. 財務
- 3.4. 役員会

1. 同窓会の現況

同窓会の現在の概要は以下のとおりです。

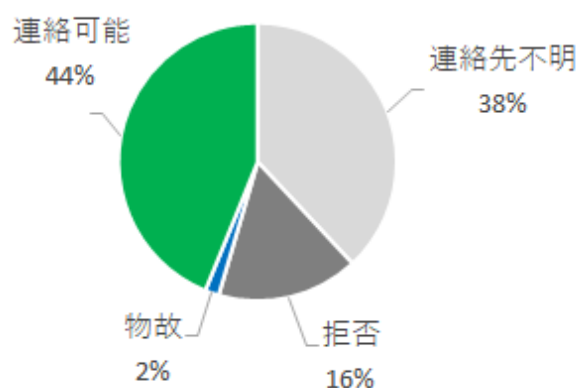
1.1. 同窓生数

2022 年末時点での同窓生は 37,581 名です。

卒業生のうち同窓会役員会から連絡可能な同窓生は 16,474 名です。現在、連絡可能な同窓生には総会案内（投票返信はじめを含む）とともに会報誌を発送しています。

卒業生全体の連絡状況

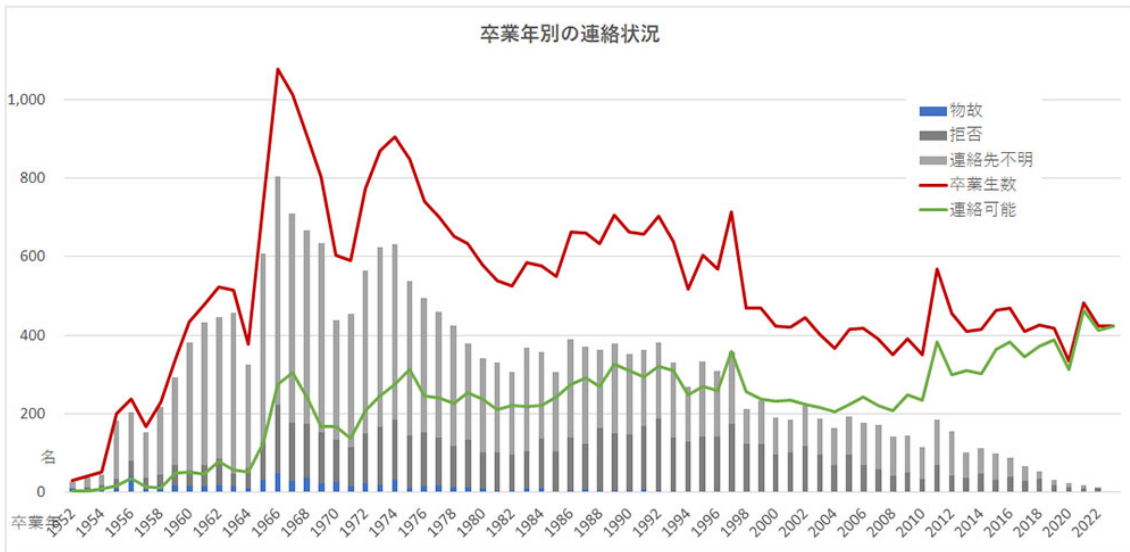
	人数	割合
卒業生数	37,581	
連絡先不明	14,298	38.0%
拒否	6,200	16.5%
物故	609	1.6%
連絡可能	16,474	43.8%



上表の「拒否」は同窓会からの連絡を拒否する旨通知のあった同窓生です（同窓会会則第 5 条の 2 で定められた会員情報保護管理委員会より、総会の開催通知の返信はがきで連絡拒否を表明した同窓生には連絡しないことを定めています）。

1.2. 卒業年別の同窓生数の推移

第 1 期（1952 年・昭和 27 年）の卒業生から 2022 年の卒業生までの卒業年別の同窓生数、連絡可能な同窓生数などの推移は以下のとおりです。



卒業年ごとの年齢（2023年現在）

卒業年	年齢	卒業年	年齢	卒業年	年齢	卒業年	年齢	卒業年	年齢	卒業年	年齢	卒業年	年齢	卒業年	年齢
1952	89	1962	79	1972	69	1982	59	1992	49	2002	39	2012	29	2022	19
1953	88	1963	78	1973	68	1983	58	1993	48	2003	38	2013	28	2023	18
1954	87	1964	77	1974	67	1984	57	1994	47	2004	37	2014	27		
1955	86	1965	76	1975	66	1985	56	1995	46	2005	36	2015	26		
1956	85	1966	75	1976	65	1986	55	1996	45	2006	35	2016	25		
1957	84	1967	74	1977	64	1987	54	1997	44	2007	34	2017	24		
1958	83	1968	73	1978	63	1988	53	1998	43	2008	33	2018	23		
1959	82	1969	72	1979	62	1989	52	1999	42	2009	32	2019	22		
1960	81	1970	71	1980	61	1990	51	2000	41	2010	31	2020	21		
1961	80	1971	70	1981	60	1991	50	2001	40	2011	30	2021	20		

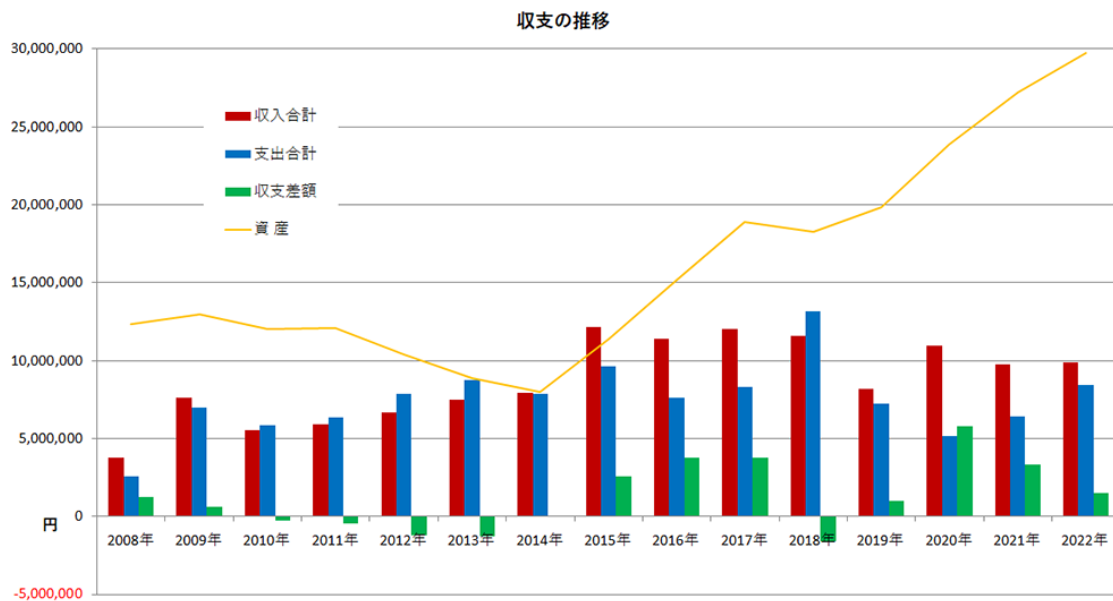
第一期の卒業生から第一次ベビーブームの卒業生に向けて卒業生数は急速に増加して（いわゆる）団塊の世代では1学年につき1,000名前後の卒業生数でした。1998年（平成10年）以降は400名前後の卒業生数で推移しています。

卒業からの年月が過ぎるとともに連絡が可能な同窓生は減る傾向です。総会の開催通知の返信はがきの返信者や、維持会費の納入者など連絡が可能な同窓生数に対する割合はこの傾向と異なります（後述します）。

1.3. 収支の推移

同窓会の運営は同窓生からお預かりする会費（維持会費）、卒業時（同窓会の入会時）にお預かりする5年分の維持会費（いわゆる入会金）、そして寄付により行っています。同窓会の支出は同窓会会則第3条に基づき、会員相互の親睦向上を図ることと、母校の発展に協力することを目的として毎年度、事業計画を立案して総会で承認をいただき行っています。

同窓会の収支の推移は以下のとおりです。



2009年に前会長である阿部栄介氏が中心となった役員会が始まりました。当初は収入、支出とも500万円に満たないものでした。役員会の方針により活発な活動を展開することになり、それが奏功して収入が逡増する状況となりました。

2018年からは前会長の事情により田中則雄副会長、田中貴子副会長（ともに当時）が会長代行となりました。

2019年からは新型コロナウイルス感染症の影響により、同窓会活動は大幅に制約されました。その中でもできる活動を見だし、またコロナ禍の環境での対応を工夫することにより活動を継続しました。その結果、2020年からは会費収入が回復し始め現在に至っています。

1.4. 役員

2022年11月に開催された総会にて田中則雄氏が会長になり新しい体制の役員会が発足しました。現在の役員会は8名で運営を行っています。

役員会は毎月定例役員会を開催しています。定例役員会以外は学校の行事や同窓会のイベントに合わせて関係する役員と関係者により必要に応じて会合を実施しています。学校との連携は会長が中心となり、日常的な業務に関しては副会長が担っています。事務局は1名体制で運営を行っています。

2. 問題点

同窓会役員会では現在、以下を問題として捉えています。

- ・同窓会の存在意義
- ・収支の不均衡
- ・役員負担
- ・運営環境の変化

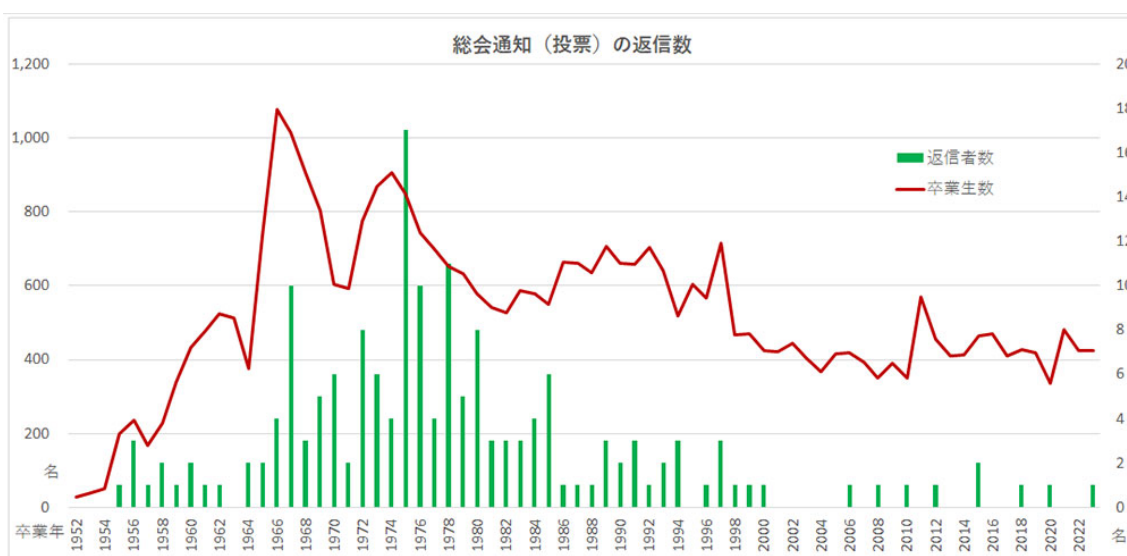
2.1. 同窓会の存在意義

同窓会の目的は会則第3条で以下のとおり定められています。

- ・会員相互の親睦向上を図る。
- ・母校の発展に協力する。

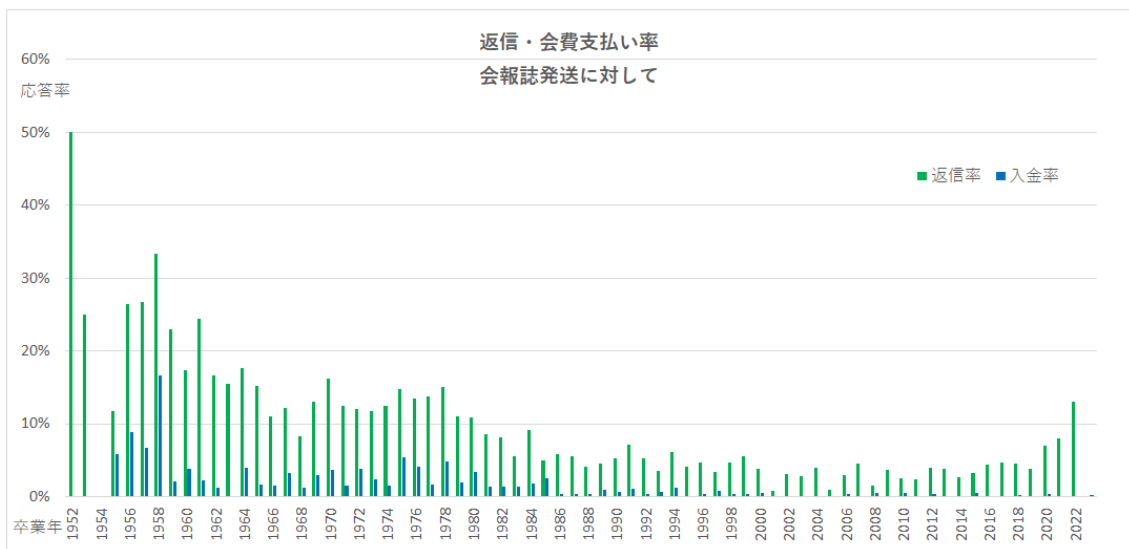
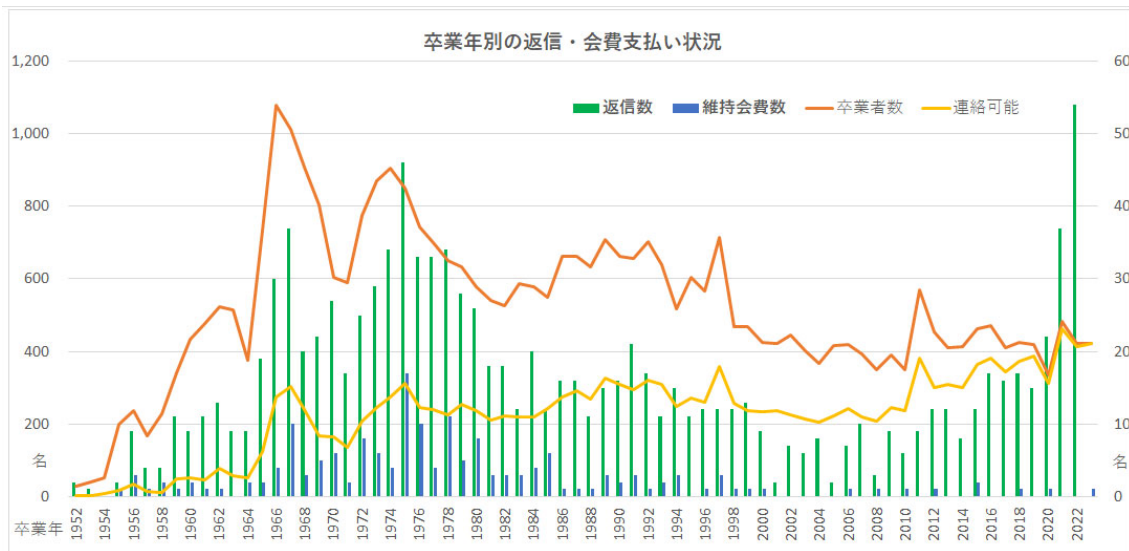
2.1.1. 同窓会と同窓生との関わり

会員相互の親睦を図る前提は、同窓生の同窓会への関わりだと考えます。その関わりを計る指標として総会の開催通知の返信はがきの通数を例にすると以下のとおりです。



約50歳以上に返信者数が多い傾向です。40歳未満は年代に関わらず返信は少ない状況です。

さらに連絡可能な同窓生数と比較するとその割合はより顕著になります。返信者数と合わせて維持会費の納入者数を加えた場合と、それを連絡可能者数で除した場合（割合）をグラフにすると以下のとおりです。



連絡可能な同窓生数は 37 歳未満が多い状況ですが、連絡可能な同窓生のうち返信者の割合は約 50 歳以上が多い状況です。

全体に占める返信者数や維持会費の入金者数が少ないため、この結果だけでは有意であると即断することはできませんが、同様の統計は過去にも実施しています。過去の統計も同じ傾向を示しています。そのためこれらの結果から、以下をこの状況の要因として推測しました。

- ・ 年齢によるもの（50 歳以降で同窓会と接点が増える）
- ・ 連絡手段によるもの（インターネットなどの通信手段の多様化）
- ・ 同窓会の存在意義によるもの（同窓生各自の同窓会への思い）

2.1.2. 年齢によるもの

過去の統計と比較した場合、この傾向は卒業した年に関係するより、年齢に関係することが分かりました。同窓生は約 50 歳を超えると連絡が増えたり、維持会費の納入件数が増えたりする傾向があります。そこから年齢との相関が想定できます。

同窓会では同期会やクラス会の開催情報を知ることがあります。特に同期会の開催は過去では 60 歳での開催が多く、近年では 50 歳での開催が多い状況です。これは還暦や定年などの年齢による生活環境の変化の現れであると思われます。

昨年度発足した新しい役員会ではスローガンに「心のふるさと」を掲げています。

母校や同窓生が懐かしくなったときに同窓会を思い出して欲しいという願いです。具体的な活動としては、会報誌等でその世代に焦点を合わせた記事の掲載を行っています。

2.1.3. 連絡手段によるもの

企業や日常生活でも近年はデジタル化が進んでいます。同窓生への情報提供や同窓生相互の連絡という視点からは以下が想定できます。

- ・ 会報誌などの情報伝達手段の変化（紙とデジタル）
- ・ 同窓生相互の連絡手段の変化（SNS の台頭）

会報誌に関して過去に複数回のアンケートを実施しました。その結果、従来の紙媒体での発行を希望があるものの、インターネットなどのデジタル媒体を使用することを希望する同窓生も多くなっています。この傾向はアンケート回答者の年齢に関係はなく同じでした。

2000 年初頭からインターネットが広まりスマートフォンによる利用も顕著になりました（総務省資料より）。また、Facebook や LINE などのソーシャルネットワーク（SNS）などが広く普及し始めました。

同窓生の中の連絡手段は従来、以下が多い状況でした。

- ・ 親しい友達の連絡網（いわゆる友達グループ）
- ・ 部活 OB・OG 会の連絡網
- ・ 卒業者名簿（卒業アルバムや各種名簿）
- ・ 同窓会、同期会、クラス会などのイベント

友達グループ、部活 OB・OG 会の関係性による繋がりは強く現在でも主軸になっていると思われます。過去の卒業アルバムでは卒業生の連絡先が一覧として掲載されていましたが、現在は個人情報保護の観点より掲載されていません。また、過去には各種の名簿が存在していましたが、これらも同様の理由により現在は少ない状況です。同窓生との連絡、特に異なる卒業年や世代の関係性は同窓会が担っていた状況です（同期会やクラス会は同じ卒業年

(年齢)です)。

SNS が普及するとともに同窓生間は SNS でつながったり、連絡ができたりする状況になりました。今まで同窓会は同窓生の関係性を保つという役割を担っていましたが、SNS の普及によりその役割は SNS 等に移ったと考えられます。

2.1.4. 同窓会の存在意義によるもの

存在意義に関しては多くの考え方や意見が多く一意的に捉えることはできません。しかし、同窓会の原点を成すもののひとつです。過去から現在にまでの役員会でもディスカッションを重ねています。以下はその中のひとつの意見です。

グローバル化、技術の進歩、人口移動と国際化、社会の進化と変化、平等と人権の進展などで社会の多様化が進展しています。従来は個人が属する社会は家族、学校、会社、友達グループなどでした。現在はひとりの人が社会の多様化とともに、ネットワークで繋がる多くの社会に属していることが多くなってきました。

多くの社会に属する反面、個々の組織(社会)との関係性も変化しつつあります。企業では終身雇用型が衰退しつつあり、副業を認める会社も少なくありません。また、学業教育面ではマルチディプロマート(複数の学位を有する人)やリスクリングの推進などがあります。それらに伴い複数の異なる立場や社会に属することになり、個々の社会との関係性は旧来よりも希薄化していると思われれます。

学校の同窓会以外で企業の退職者による組織(いわゆる企業同窓会)も、新しい会員の獲得や活動に苦労していることを聞くことがあります。組織とそこに参加している個人との関係性が希薄になる状況とした場合、個々の組織での求心力を何に求めるかはその組織の活性や維持に重要な要素であると考えられます。

社会はその組織の環境であり、その環境に合わせた運営が必要になります。

同窓会も同様に現在の同窓生が求めるものを見だし、それに合わせた運営を行うことが必要です。新しい役員会では、今回の制度の変更提案に伴う意見収集をはじめ多くの機会を設けて同窓生の意見を募っています。

2.2. 収支の不均衡

同窓会の運営を維持して、目的を達成するために基本収支の改善を重ねてきました。その結果、2023年度の予算規模(繰越を含む収入合計)は4,000万円を超える状況になりました。しかし、収入と支出の内容に不均衡が生じています。その状況と問題点は以下のとおりです。

2.2.1. 収入

同窓会の収入は以下のとおりです。

- ・維持会費
- ・卒業時に一括して預かる維持会費（いわゆる入会金）
- ・寄付金

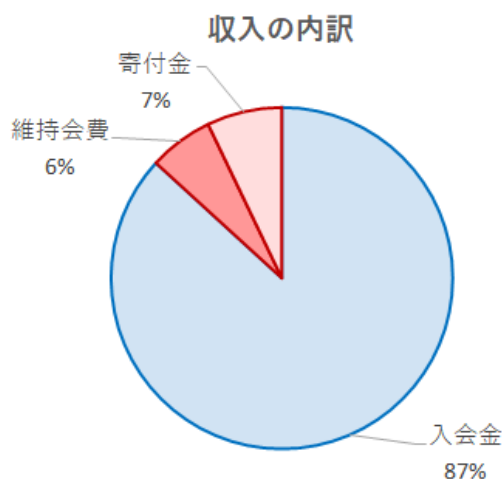
維持会費と入会金は会則細則にて定められています。

維持会費は会則第 6 条に定められる会員（同窓生）から徴収する年度単位の会費です。過去の役員会で「維持会費は会員のご厚意に基づくものであり、年度ごとに会員にお願いする。納入していない場合も過去に遡って請求しない。」として、総会にて承認されています。

入会金は会則細則 1 にて「会費のうち初回分（5 年分として）を卒業時に 20,000 円とする。」と定められており、卒業時に学校が同窓会の代行として卒業生から徴収して、同窓会会計に収入として計上しています。そのため卒業後 5 年間は維持会費の請求（依頼）は行なっていません。

寄付金の依頼は維持会費の依頼時に併せて行っています。また、行事やイベントの開催時、部活の大会出場時（野球部の西東京大会など）に、同窓生の厚志として受領しています。同窓会のイベント開催時に校長をはじめ教職員からご厚意をいただくこともあります。

収入の内訳は以下のとおりです。



収入の多くは入会金（卒業時にお願いする 5 年分の維持会費）の納入によるものです。

2.2.2. 支出

同窓会の支出は以下のとおりです。

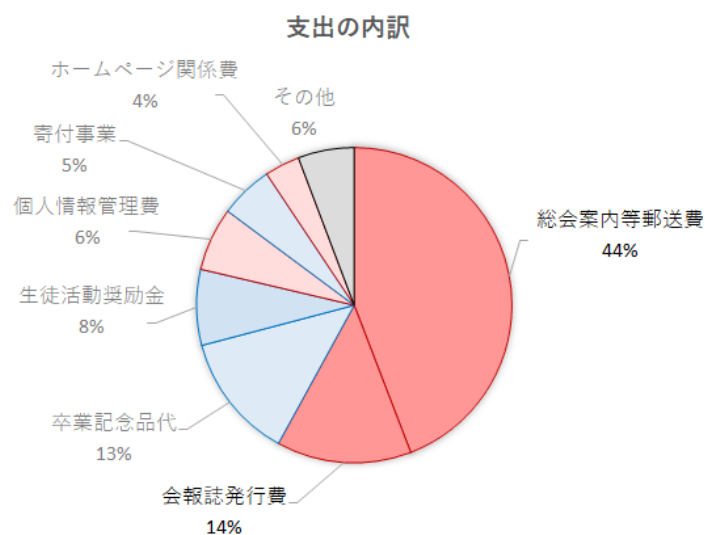
- ・ 会員相互の親睦向上を図る目的の支出
- ・ 母校の発展に協力する目的の支出
- ・ 運営のための支出

会員相互の親睦向上を図る目的の支出は、総会通知や返信はがきの送付、会報誌の製作や発送、ホームページでの情報発信など、同窓生への情報提供や連絡など目的とした支出です。

母校の発展に協力する目的の支出は、卒業記念品の贈呈や部活動などの生徒活動を奨励するための支出、寄付事業などを目的とした支出です。

運営のための支出は会合費、事務費です。

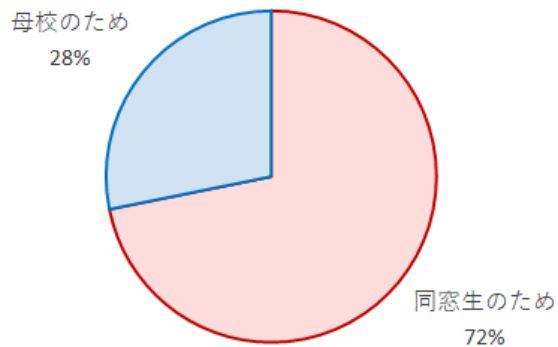
支出の内訳は以下のとおりです。



支出の約 40%が総会の開催通知を目的とした郵送費です。会報誌を同梱しますので、会報誌の製作費用を合わせると支出の約 60%を占めます。

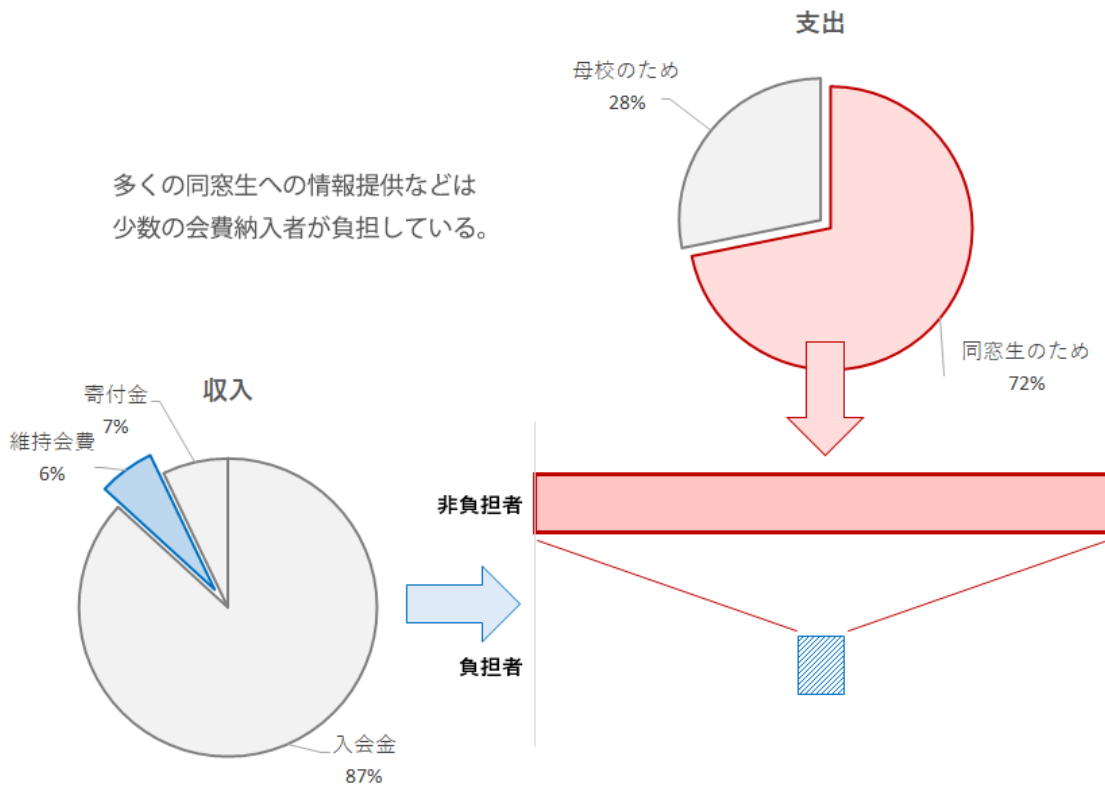
赤色の部分が「会員相互の親睦向上を図る目的の支出」、青色部分が「母校の発展に協力する目的の支出」です。これらの目的別支出をまとめたものが以下のグラフです。

目的別の支出割合



2.2.3. 収支の不均衡

同窓生への会報誌の発送などの費用は、維持会費を納入している約 6%の同窓生の維持会費を原資にしています。維持会費を納入していない約 84%の同窓生は無償で会報誌の提供などを受けていることとなります。



不足分に関しては入会金で賄っています。前項のとおり収入の 87%が入会金であり、支出の 72%が同窓生のための支出です。その内の約 60%が総会の開催通知と会報誌の発送を

占めています。同窓会の運用の負担は入会金に頼っている現状があります。

入会金は卒業後 5 年間の維持会費です。卒業後 6 年目以降の同窓生からの会費納入は約 6%であり、会費未納入の同窓生に卒業 5 年目までの同窓生の費用負担による同窓会の便益を提供している状況です。

2.3. 役員負担

現在の役員は 2022 年 11 月に開催された総会の役員改選で承認された、田中則雄会長以下 8 名が担っています。本同窓会は同窓生による自治のもと、民主的な運営を目指しています。運営は会則に基づき同窓生の総意である総会の承認に基づき選ばれた役員が担っています。役員は無報酬で同窓会の運営を行っています。

2.3.1. 役員会の運営方針

役員会は同窓会の歴史を継承して「民主的な自治」を運営方針として活動を行っています。同窓会の運営方針は過去の役員会と総会の議決内容に基づき継承され現在に至ります。

本同窓会は 1959 年（昭和 34 年）10 月 18 日に世田谷区民会館で開催された発足総会で創設されました。その後、休眠期間を経て 1978 年（昭和 53 年）4 月に母校に同窓会準備会が設置され、1979 年（昭和 54 年）4 月 8 日に母校講堂で開催された総会で新しい会則を議決しました。現在の会則は 1979 年 4 月 8 日に制定された会則を総会での承認により 8 回改定されたものです。

1960 年（昭和 35 年）1 月 1 日発刊の同窓会会報誌創刊号の巻頭記事に記載のとおり「民主的な」運営を目指しています。1994 年以前は会長を中心とした運営が行われていましたが、諸般の問題が発生する状況が一部に見られたと聞いています。その対応策として 1995 年（平成 7 年）に会長に就任した阿部勝太郎氏の役員会体制からは、さらに同窓生の意見を幅広く聞くことと、手続きを明確にしていくことを重視した運営になりました。

休眠期間後の再開は学校側に発端があります。再開の準備を担っていた母校の事務課職員・故石澤恒夫氏が同窓生であったこと、再開時に作られた同窓会準備会の委員が同窓生であったことから同窓生が運営の主体となりました。同窓生による自治はここから明確になりました。しかし、問題が発生した財産の管理はその後も学校が行っていました。財産管理の移管は平成 17 年（2005 年）に行われました。それ以降は財産の管理も含めて同窓生の自治による運営で現在に至ります。

この運営方針は役員改選で会長はじめ役員が変わり、新しい役員会体制になっても継承され現在に至ります。これは役員改選の細則に運営方針の継承が明記されているためです。

2.3.2. 役員の業務

民主的な自治に基づく運営方針であるため、同窓会活動はすべて同窓生により担われています。母校の教職員の皆様からご協力いただくことも多く、同窓会室を含む母校の設備の提供も受けています。

会則第13条に基づき、会長が会務を総括し、幹事長が役員を総括しています。事務局は会則第2条により母校に設置されていますが、同窓会の業務はほぼすべて役員が行うため、実務上の事務局は担当する役員が担っています。

同窓会活動は総会で承認された事業計画と予算に基づき、役員会にて討議審議を行い、決議のうえ役員を中心に実施しています。役員会は定例役員会を毎月開催しています。母校の行事や同窓会イベントの準備等のため、必要により臨時役員会や関係する役員や同窓生が会合を開催しています。

定例役員会の議事は以下のとおりです。

- ・収支や銀行口座残高などの会計報告
- ・同窓生からの連絡、同窓生への通知（会報誌、ホームページなど）
- ・学校行事に関すること（鶴ヶ丘祭など）
- ・生徒活動の支援、奨励に関すること（生徒活動奨励金の贈呈など）
- ・同窓会イベントに関すること（卒業式への列席など）
- ・同窓会の運営に関すること
- ・業務手続きや制度の改善に関すること
- ・以上の内容に付帯すること

臨時役員会の内容は以下のとおりです。

- ・出席者：議事に関する役員、関係者
- ・開催日時・場所：状況に応じて
- ・議事内容：同窓会イベントや学校行事など

役員は役員会以外に以下の定常的な業務を担っています。

- ・同窓会のイベント実施に伴う調査、企画、計画、準備、事後処理
- ・同窓生への情報提供に伴う制作、発信（会報誌、ホームページなど）
- ・同窓生からの連絡への対応、対応に関連する業務
- ・学校行事に連携する計画、準備、事後処理
- ・生徒活動の支援、奨励に関する準備、対応、事後処理
- ・学校との連絡、連携（学校への依頼や報告、生徒の壮行会への出席など）
- ・会費の受領処理（入会金、維持会費、寄付金）

- ・会費以外の入出金処理
- ・会計業務（記帳、決済、予算統制など）
- ・会員の住所変更や名簿データベースの更新
- ・同窓会活動に伴う準備や事後処理
- ・役員間並びに関係者との連絡調整
- ・桜園会など関係する団体との連絡調整
- ・アウトソーシング先の監査、報告
- ・イベントや行事に関連する撮影や記録
- ・以上に付帯する業務

2.3.3. 役員の負担

同窓会の運営方針である「民主的な自治」を運用方針としていることから、前項の同窓会の業務はほぼすべて役員が担っています。

定例役員会は会則第 14 条 4 に基づき、幹事長が主管して出席可能なすべての役員が担っています。同窓会のイベントや学校行事に連携する活動は、担当役員を定めて担当役員の推進によりすべての役員の協力の下行っています。経常的な業務は事務局と学校担当役員（現在は副会長）が行っています。

定例役員会は毎月開催しています。（年間 12 回）

準備と事後処理にはそれぞれ約 1 日間を要します。経常的な業務は事務量として月あたり 2～5 日間を要します。（年間で 30 日～60 日間程度）同窓会のイベントや学校行事に連携する活動は波がありますが年間で 7～10 日間くらいを要します。

会報誌の誌面制作や会員名簿データベースの維持管理などはアウトソーシングしていますが、アウトソース先との連絡調整、監査などに年間数日間を要しています。

会計手続きは事故防止のためにキャッシュカードは保有せず、通帳による手続きを行います。そのため銀行窓口での手続きが必要となり、平日の昼間に数時間を要することもあります（現在は予約が前提であること、任意団体であるための確認手続きが必要であること、特にコロナ禍では銀行側の対応に時間がかかったことなど）。

学校との連携では学校側の都合（特に先生方は授業があるため時間的に制約がある）に合わせる必要があります。

事務局で最も時間を要する内容は、個々の同窓生からのお問い合わせやご意見に対応することです。これらは個別に複数回のやりとりが発生します。また、現在は連絡のための手段も多様化しており、それぞれ相手側の状況に応じた連絡手段に合わせる必要があります。

運営方針を実現するために、これらの個々の同窓生からの問い合わせやご意見には積極的に対応していますが、多くの時間を要している実状もあります。

イベントや行事は期日の定まっているものも多く、また対外的な連絡や会計処理は即応することが必要なものもあります。

役員は無償でこれらの同窓会活動を担っています。

卒業生数で約 37,000 名、連絡可能な同窓生のみでも 16,000 名を超え、年間予算が 4,000 万円規模（繰越を含む収入ベース）です。相応の工数が必要となります。現状は 8 名で担っていますが、とても厳しい状況であり役員には多くの負担となっています。

同窓生からご意見をいただくことが多いのですが、そのご意見に基づき改善を進める役員も同窓生のひとりです。役員自身の時間と労力、場合によっては金銭的なものも含み負担して進めています。

現在は多くの同窓生や学校の教職員の皆様、関係先の皆様のご協力により運営を継続していますが将来を考えたとき、現状のままでは運営を維持することは簡単ではありません。定例役員会でも改善提案がなされ実施可能なものは実施していますが、日々の業務に対応することにも時間的労力的な余裕が少ないなか十分な改善に至らないことも事実です。

2.3.4. 役員のなり手不足

会則第 12 条により役員の任期は 3 年です。正役員（会長、幹事長、参事、会計、会計監査）以外の副役員と相談役、顧問は会則第 11 条により任期中でも細則に基づく役員会の承認により増減が可能です。

組織の規模から多くの役員を必要としていますが、現状では役員を引き受けていただける同窓生がとても少ない状況です。前項の役員の負担に関する現状を知れば簡単に役員になるという同窓生は少ないと思います。

他方、前項「2.1.4. 同窓会の存在意義によるもの」に記述したとおり、同窓生と同窓会との関係性も変化しつつあります。このような状況のなかで役員のなり手も同じ状況であると思われます。

現在の同窓会は任意団体であり法人ではありません。そのため、役員の地位や責任などは会則で規定されるだけで法的なものはありません。そこに不安感を感じて役員になることを避ける方もいます。この問題に関しては細則などで補完することを進めていますが、理解を得ることは難しい状況です。

2.4. 運営環境の変化

会則が全面的に改定されてから 30 年間の経過しました。その間の同窓会の運用環境は大きく変わりました。以下に視座を置き記述します。

- ・同窓生の意識の変化
- ・個人情報保護への対応
- ・コンプライアンスへの対応
- ・ガバナンスへの対応

2.4.1. 同窓生の意識の変化

前項「2.1.4. 同窓会の存在意義によるもの」に記述したとおり、社会の多様化が進展やインターネット上の SNS などの新しい相互通信手段の出現により、同窓生の同窓会に対する意識は変わりつつあると思われまます。

同窓会の存在意義とその実現方法、具体的な活動に落とし込んだときの方法論を時代に合わせたものに見直しを行うことが必要です。同窓会は学校や企業と異なり幅広い世代と、多様な価値観やご意見を持つ同窓生の集まりです。その多様性のなかから共通項を見つけることが望まれます。

2.4.2. 個人情報への対応

個人情報の保護に関する法律（いわゆる個人情報保護法）が 2005 年（平成 17 年）4 月 1 日に全面施行されることに伴い同窓会は、会員の皆様の個人情報の重要性を鑑み、母校やその学校法人である日本大学の個人情報に対する方策を参考にしながら、専門家（弁護士）とともに検討を重ねました。

その結果、役員会の審議と総会の承認により会則に個人情報保護に関する条項（第 5 条の 2）を追加し、プライバシーポリシーを策定しました。また、この条項に基づき個人情報保護管理者と、その職務を補佐する委員会（会員情報保護管理委員会）を設置しました。

同窓会活動や業務での個人情報の取り扱いを前述の会則の条項とプライバシーポリシーに基づき見直しを行い、現在は会員の個人情報は厳格に管理取り扱いは行われています。同窓生の職業別名簿の発刊を企画する業者に対しては、弁護士から警告を発しました。また類似の事案に関しても同様の措置を講じています。

個人情報の保護は時代の趨勢であり以上のとおり厳格に対応していますが、同時に同窓生同士の双方が許容する場合でもその利用が難しくなりました。特に同期会やクラス会、部活 OB・OG 会の開催では、過去は同窓会から連絡先情報の提供を行い貢献していましたが

現状では難しい状況です。

現在はこれらに代わる方法として同窓生に対して送付代行サービスを実施しています。このサービスは送付したい手紙等を同窓会が受け取り、発送者に代わって宛先の同窓生に発送するものです（郵政法上の問題はありません。）。他方、SNS を利用した連絡も可能となりました。同窓会では法令遵守と会員皆様の個人情報の大切さに鑑み厳格な運用の実施を行います。同時に代替手段も用意しました。個人情報の取り扱いに関する変遷には良い面と不都合な面があります。一般的にこの個人情報保護の厳格化が同窓会の衰退という理由に挙げられていることがあります。

2.4.3. コンプライアンスへの対応

コンプライアンスは組織が法律に準拠する必要性があり、それが組織の法的なリスクを最小限に抑えて健全な事業を展開するための基本的な原則であり発端です。その後、社会的に組織（企業等）の問題が顕著となり組織のガバナンスとコンプライアンスの強化につながりました。これは最近発生した大学の諸般の問題でも同様に指摘されています。

同窓会は 37,000 を超える会員の組織であり、従前のおりコンプライアンスに対して適切な注意を払うことが求められています。内容は以下のとおりです。

- ・法令遵守
- ・信頼性と透明性
- ・資金調達の上
- ・リスク管理
- ・社会的責任と倫理

法令遵守に関して、同窓会は法令や規則に従う必要があります。また、母校やその設立組織である学校法人との良好な関係性を維持するために、それらの規約などを遵守することが必要です。同窓会は法的なリスクを最小限に抑え、適法かつ持続可能な運営を確保する必要があります。

コンプライアンスは透明性と関連しており、これは同窓会の信頼性を構築し維持する上で不可欠です。会員や寄付者や支援者は、同窓会が法令を順守し、公正かつ誠実な活動を行っていることを期待しています。透明性があることで、同窓会は信頼を築くことができます。

会費や寄付は同窓会にとって重要な資金源です。コンプライアンスを確保することで、会員や寄付者は同窓会に対して安心感を抱き、会費の納入や助成の提供を継続する可能性が高まります。

コンプライアンスは、同窓会が潜在的なリスクに対処し、問題発生を未然に防ぐための手段となります。法的なリスクや評判の悪化、資金不足などの問題が発生するリスクを最小限にするために、適切なコンプライアンス対策が必要です。

同窓会は同窓会活動を通じて社会的な課題に取り組んでいます。コンプライアンスは、その活動が社会的責任と倫理的な標準に合致していることを示す手段となります。コンプライアンスは法的な要件だけでなく、組織が社会的な期待に応え、持続可能な方法で活動するためにも不可欠な要素です。

同窓会では以下の二つの状況があります。

- ・同窓会自身のコンプライアンス対策の実施
- ・他のコンプライアンス対策の対応

同窓会自身のコンプライアンス対策の実施は、社会情勢と同窓会活動の必要性により役員会で対応策を審議しています。具体的には倫理規程を策定して2018年11月17日の総会にて承認後に施行しました。今後も必要に応じて対応策を策定し、具体化しつつ運用していきます。

他のコンプライアンス対策の対応は、主に以下が問題になっています。

- ・金融機関（銀行）の手続き
- ・契約の手続き

金融機関（銀行）の手続きはコンプライアンスの強化、マネー・ローンダリングの防止の面から多くの規制や手続きの煩雑化が進んでいます。特に同窓会は任意団体（人格なき社団）であるため手続きが煩雑であり時間を要している状況です。

前項「2.3.3. 役員負担」に記載したとおり、会計に関わる事故を未然に防止する目的で窓口での取引（手続き）が必要になります。銀行の窓口業務は平日昼間であり担当する役員はその間、自らの仕事などから離れて窓口で手続きを行うことが必要となります。

コンプライアンスの強化は同窓会を守る手段であると同時に、役員に大きな負担をかけている状況です。

2.4.4. ガバナンスの対応

ガバナンスは、組織や社会の中で意思決定を行い、機能を適切に管理するための仕組みや原則です。前項のコンプライアンスを維持するためにもガバナンスは必要です。ガバナンスは同窓会が健全に継続して運営していく基盤となるものです。内容は以下のとおりです。

- ・透明性と信頼性の確保
- ・リスク管理とコンプライアンスの強化

- ・ 持続可能性の確保
- ・ ステークホルダーの利益調整
- ・ 効果的な意思決定
- ・ 責任の明確化

透明性と信頼性の確保に関して、ガバナンスは同窓会の意思決定プロセスを透明にし、会員や関係者に対して情報を提供することで信頼を築きます。透明性が確保されることで、同窓会の意思決定が公正かつ適正であると認識され、信頼性が高まります。

リスク管理とコンプライアンスの強化に関して、ガバナンスはリスク管理の枠組みを提供し、法的および規制上の要件に対するコンプライアンスを確保します。これにより同窓会は法的なトラブルなどの諸般の問題に対処しやすくなります。

同窓会は永続的な組織です。ガバナンスは長期的な持続可能性を確保するために必要です。同窓会が健全で持続可能な発展を遂げるためには、財産や蓄積された情報などの資源の効果的な利用や環境への配慮など、持続可能性の観点からの意思決定が求められます。

ガバナンスは同窓会と会員、会員相互、同窓会と母校、その他関係者などとの利益を調整し、平衡をとるための仕組みを提供します。これにより同窓会の運営が健全に行われることに寄与できるようになります。また、効果的な意思決定プロセスを確立し、役員のリダーシップや同窓会の管理のあり方を規定します。これにより同窓会は変化に適応し運営環境に適応することができます。

ガバナンスは同窓会内で責任を明確にし、役員がどのような決定に責任を持つかを定義します。これにより、同窓会内での混乱や責任逃れを防ぎ、効果的な組織運営を促進します。

これらの理由から、ガバナンスは同窓会の健全な発展に不可欠であり、様々な分野で重要性を持っています。

現在は同窓生の総意である会則と、会則に付随する細則、その他の規定によりガバナンスを構成して維持しています。現在の監査制度は会計監査に限定されています。業務監査など多面的に牽制できるしくみが求められます。そのためには会則を含めた基本的な制度を検証、見直す必要があります。

3. あるべき姿

時代と社会情勢に合わせた同窓会制度を実現するため、役員会では前項の問題点に対して現状と近い将来に適應できる「あるべき姿」の審議を重ねてきました。以下にその内容を説明します。

- ・ 目的の堅持
- ・ 運営方針
- ・ 財務
- ・ 役員会

3.1. 目的の堅持

同窓会の目的は会則第3条に以下のとおり記されています。

「本会は会員相互の親睦向上を図り、併せて母校の発展に協力することを目的とする。」

この目的は同窓会創設以来堅持されているもので、この目的に対して今まで会員からの異論はありません。

目的の堅持と同時に同窓会組織の存在も大切な課題です。制度の変更では目的の堅持と同時に事業継続を注視すべきと考えます。同窓会が存続するために事業継続できる制度が必要不可欠です。

3.2. 運営方針

同窓会の目的を達成するための手段としてその方法論の選択基準は大切です。

目的はひとつでもそれを達成する手段はいくつもあります。方法論は同窓生への対応や母校との連携のしかたに影響を及ぼします。

同窓会の運営方針は前項「2.3.1. 役員会の運営方針」のとおり、同窓会創設から歴代の役員会の審議を経て現状に至るものです。運営方針は以下のとおりです。

「民主的な自治」

多くの同窓生皆様のご意見により運営していくことが「鶴ヶ丘らしさ」だと考えます。

この運営方針に関しては、過去より以下の指摘があります。

- ・ 母校との関係性
- ・ 運営の外部委託

母校との関係性は、包含関係、主従関係、距離感などで指摘される場合があります。包含関係とは「同窓会は母校の一部（付属）である。（または）全く独立したものである。」といった表現でなされることがあります。主従関係とは「同窓会は母校が主あり同窓会が従である。（または）対等なものである。」といった表現でなされることがあります。距離感とは「母校と同窓会は異なるものであり母校とは一定の距離を保つべきである。（または）母校と同窓会は密接な関係を持つものであり寄り添うべきものである。」といった表現でなされることがあります。これらは同窓生の意見から関係性に視座を置き表現したものです。

母校の創設期に卒業した同窓生、過去の学生紛争時代に卒業した同窓生、昭和後半から平成時代に卒業した同窓生、それぞれの時代や個人の思いから母校に対する気持ちは異なります。この気持ちを統一することはできません。

2008年に前会長である阿部栄介氏が中心となった役員会が始まってからは、川瀧幸二元校長、村松記久明前校長（昭和43年卒業の同窓生でもあります）と、同窓会に多くのご配慮とご協力をいただきました。現在の川原容子校長は教頭のときから、同窓会の役員会にもご出席いただくことがあり、同窓会事業の支援や同窓会室の提供など同窓会に多くのご支援をいただきました。

母校の保護者の集まりである桜園会は会長をはじめ役員の数多くに同窓生が就任しています。当時の同窓会の役員にも桜園会の元役員が少なくありませんでした。このような状況は同窓会の事業推進に大きな力となりました。そのひとつとして卒業時に学校が徴収する同窓会の入会金の増額が実現しました。2015年からは基本収支が大幅に改善して、その結果会報誌をすべての同窓生に発送することが実現できました。目的のひとつである「母校の発展に協力する」ことも推進することができました。生徒活動奨励金を増額して大会出場以外の部活動にも一律に奨励金の贈呈や、卒業時の行事を支援しました。

現在は今まで培われてきた運営方針である「民主的な自治」を基盤に、母校との良好な関係性を維持していくという方針で運営を進めています。独立し自立（自律）した同窓会であるからこそ、母校に対して真摯に誠意を持って関係性を維持していくことを目指しています。

3.3. 財務

少数の会費納入者と入会金からの収入で、多くの同窓生への便益を供与している現状は組織の継続に問題を生じています。収支バランスを均衡化することが必要です。

支出の約60%は総会の開催通知と会報誌の配付が占めています。

2008年時点では総会の開催通知の発送は約2,000通でした。

会則第 14 条 3「招集の通知方法は、各会員宛ての書面をもって通知することを要せず、5 日前に会議の目的たる事項を示した電子公告(ホームページ)をもって通知すれば足りる。但し、電子公告による通知を為すことができない事故その他已むを得ない事由を生じたときは、5 日前に会議の目的たる事項を示した読売新聞をもって通知すれば足りる。(一部略)」に基づき、開催通知は新聞広告(いわゆる 3 行広告)で行っていました。

2013 年からはより多くの同窓生に総会の開催通知と会報誌をお届けするために、卒業年の偶数年と奇数年を交互に発送する方法に変更しました。1 年あたりの発送数は 7,000 まで 3 倍増以上となり、隔年ですがすべての同窓生に会報誌をお届けできるようになりました。

2018 年からは連絡可能なすべての同窓生に総会の開催通知と会報誌をお届けできるようになりました。

コロナ禍に際しては感染症防止のために従来の対面による総会の開催が難しい状況になりました。そのため、紙上総会という形式で開催することとし、総会資料を総会の開催通知とともにお届けすることにしました。

それまでの総会資料は総会開催時に開催場所で配布していました。総会に出席しないと受け取れない状況でした。総会の開催通知とともに総会資料を送付することにより連絡可能なすべての同窓生に議案とその内容に関して直接提供することができるようになりました。

その結果、総会の開催通知とともに発送している返信はがき(総会投票用紙)は増えてきましたが、連絡可能者数に対する返信者数や維持会費納入者の割合は低下している状況です。

総会という会員が意見表明したり、議案に投票したりする機会を増やすことは民主的な運営で望まれることですが、その原資を含めて前述「2.2. 収支の不均衡」のとおり不均衡が生じている状況です。

事業の継続を考慮した場合、財務に関しては以下が望まれます。

- ・収支の均衡化
- ・同窓生への告知方法の改善
- ・総会の開催方式の改善
- ・会費納入の促進

3.4. 役員会

多くの同窓生と母校教職員の皆様のご理解とご支援により、財務上での基本収支の改善や、会報誌を連絡可能なすべての同窓生への発送、生徒活動への積極的な奨励など、多くの事業や運営を継続しています。

しかし、役員の負担が限界に達しつつあります。この状況を改善して時代に似合わせた永続的な仕組みに変えることが必要です。内容は以下のとおりです。

- ・ 求められるコンプライアンスに対応できる仕組み
- ・ 求められるガバナンスに対応できる仕組み
- ・ 役員の負担軽減
- ・ 役員をリスクから守る仕組み
- ・ 業務の見直しと効率化
- ・ ICT（情報通信技術）の効果的な取り込み

— ・ —

同窓会のあるべき姿に向けて現状の問題点を改善できる制度にすることが必要です。役員会では数年間にわたる調査と検討を重ねてきました。次回の報告では、これらの問題点を改善する方法に関してお伝えする予定です。

本同窓会は自治で運営しています。役員の皆様も自らの仕事や生活を営みながら無償のボランティアで日々の同窓会活動に従事しています。諸般の制約条件があるなかでどのようにしたら、より良い同窓会、鶴ヶ丘らしい同窓会になるかのご提案も、ご意見と合わせていただくと幸いです。ご指導とともにご提案をお願い申し上げます。特に以下のご意見を求めています。

- ・ 同窓会と母校との関係性
- ・ 会費が未納入の同窓会員へのサービス提供（会報誌の発送など）
- ・ 同窓生向けの支出と母校の発展に資する支出とのバランス

同窓生皆様のご意見をお待ちしています。

以上